

平成 30 年度北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針

1. 背景

人口減少と少子高齢化の急速な進展に伴って生産年齢人口が減少する中、建設業等において技術者、技能者の確保が難しくなっており、社会インフラの整備・維持管理や災害対応に重要な役割を担っている建設産業の担い手確保・育成に向けて、建設業等の働き方改革の実現は急務となっている。

そのような中、建設業については、政府の「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において、労働基準法の改正の方向性として、災害からの復旧・復興に関するものを除き、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされているところである。その対応として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成 29 年 8 月 28 日関係省庁連絡会議申し合わせ）が策定されるなど建設業の働き方改革に向けた取組が進められてきたところである。

国土交通省では、この流れを止めることなく加速させるため、平成 30 年 3 月 20 日「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の 3 つの分野で、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で施策を展開することとしている。

2. 趣旨

北海道開発局では、北海道の建設業及び建設関連業（測量業、地質調査業、建設コンサルタント、補償コンサルタント）について、労働環境の整備並びに技術者・技能労働者の確保・育成及びその活躍に資する施策推進のため、平成 29 年 10 月 24 日に「北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部」を設置、同年 12 月 12 日に「平成 29 年度北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針」を策定し取組を進めてきたところである。

引き続き、工事及び業務の円滑な執行のもと品質を確保し、建設業等の働き方改革の実現を図るため、「施工効率向上プロジェクト」及び「『業務成果』品質向上プロジェクト」の確実な実施とともに、以下の取組を推進する。

3. 取組内容

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

長時間労働の是正や週休2日の確保など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備及び施工時期の平準化による人・資機材の効率的な活用を図るため、次の取組を推進する。

①適正な工期設定

・工期の設定に当たっては、条件明示を徹底し必要な工期を確実に見込み、工事着手後においては条件変更等により工程に影響が及ぶ場合は、必要に応じて工期の延長及び繰り越し手続き等の適切な処理を行う。

②週休2日確保促進に向けた試行工事の実施

・受注者が週休2日の確保に取り組めるよう、緊急対応等の制約条件がある工事を除く全ての工事を対象に、次の発注方式により実施する。

○河川・道路部門：受注者希望方式を主体に実施

○港湾・漁港部門：発注者指定方式で実施

○空港部門：受注者希望方式を主体に実施

○農業部門：受注者希望方式で実施

○電気通信部門：受注者希望方式で実施

○機械部門：機械設備単独工事を対象に受注者希望方式で実施

○営繕部門：受注者希望方式を主体に実施

・なお、契約後速やかに監督員から受注者に対して週休2日の取組内容について説明を行う。また、取組に当たっては、休日に作業が発生するような依頼は行わない等、円滑な実施となるよう配慮する。

・週休2日による施工の実施が確認された工事については、工事成績評定に反映する。また、優良工事等表彰については、本取組の実施状況を含めて選考する。

③余裕期間制度の活用

・労働者や資機材の確保等に要する期間を考慮した余裕期間制度の積極的な活用を図る。

④ゼロ国債等による早期発注等

・当初予算におけるゼロ国債の設定による早期発注や2ヶ年国債の設定により、適正な工期の確保及び施工時期の平準化を図る。

⑤発注者協議会の取組（品確法運用指針の施策推進）

・公共工事における発注予定の総括的な情報を効率的に把握できるように、北海道地方における各発注機関の発注見通しを統合し北海道開発局ホームページにおいて公表する。また、より多くの機関の参加が得られるよう働きかけを行う。

⑥設計業務等における適正な工期設定及び業務環境の改善

・設計業務等の発注に当たっては、適正な履行期間を確保するとともに履行期限を分散化させ平準化を図る。また、協議の遅延や不測の事態等が生じ業務工程に影響を及ぼす場合には、必要に応じて履行期間の延長や繰り越し手続き等の適切な処理を行う。

・設計業務等においては、北海道開発局業務環境改善実施要領に基づいて、業務確認会議等の打合せ時に受発注者間で取組内容を確認し、時間外の依頼はしない、依頼の期限日は十分な時間的余裕を持って行う等の業務環境改善に努め、円滑かつ効率的に業務を進める。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

①社会保険の加入促進

・社会保険の法定福利費、安全衛生経費などの必要経費にしわ寄せが生じないように、社会保険加入状況の調査等をもとに、業者に対する指導を行う。

・「建設業社会保険推進北海道地方連絡協議会」の関係者が情報を共有し一体となって社会保険加入推進の取組を実施し、加入の徹底を図る。

・社会保険加入対策に係る取組を定着させるため、「北海道建設業社会保険加入推進地域会議」（平成30年2月）において採択された「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を遵守する企業を募集し、北海道開発局ホームページで「社会保険加入促進宣言企業」として随時公表する。

②標準見積書の活用促進

・立入検査時に標準見積書等の活用状況を確認し、未利用の場合は、業者に対して活用の指導を行う。

(3) 生産性向上

技能労働者の担い手不足への対応や労働環境改善に向けて、建設現場の生産性向上が必要不可欠であり、全ての建設生産プロセスでICTや3次元データ等の活用を進める i-Construction など、生産性向上を図るため、次の取組を推進する。

① ICTの全面的な活用

・土工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、浚渫工（河川、港湾、漁港）、基礎工（港湾、漁港）、ブロック据付工（港湾、漁港）におけるICT活用工事やCIM活用等、ICTの全面的な活用を推進する。

②全体最適の導入

・流動性の高いコンクリートの採用などコンクリート工の施工効率化に資する工法を積極的に採用する。

③書類の簡素化

・工事書類について、関係団体との意見交換を踏まえて改善の検討を行い、簡素化を図る。

・情報共有システムの活用による効率化を図る。

④監督検査の効率化

・ICTや非破壊試験、映像記録等を活用し、監督検査の効率化を図る。

⑤普及促進

・i-Constructionの普及促進に向けて、受注者、地方自治体、職員等を対象に講習会や研修等を実施する。また、i-Construction推進本部（部会等）と関係団体との勉強会等他機関と連携した取組を推進する。

（4）下請契約における取引適正化

・下請負人へのしわ寄せが生じないように、関係団体との意見交換会や建設業法令遵守講習などを通じて、元請下請間の取引適正化の推進を図る。

・立入検査時に、取引の適正化に向けた指導を行う。

（5）その他働き方改革に資する取組

①建設業等の若手・女性活躍応援の取組

・工事の総合評価方式において、技術者育成型（若手・チャレン

ジ)、女性登用モデル工事、WLB認定評価型等の試行を推進する。

・業務の発注において若手技術者育成型、管理技術者未経験者育成型等の試行を推進する。

・官民の女性技術者が視野や知見を広げ活躍できるよう相互の交流支援の取組を行う。

②現場環境の改善

・「快適トイレ」の導入等、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組を推進する。

③担い手確保に向けた取組

・建設業等のやりがいや魅力を伝えるため学生や保護者等を対象とした現場見学会等の取組を行う。

4. 進め方

受発注者間の情報共有及び円滑なコミュニケーションを図りつつ、役割分担を明確にして各取組を積極的かつ適切に実施する。

5. 情報提供及び意見収集

建設業等の働き方改革に関して、ホームページにおける情報提供を行う。また、本取組について、関係団体との意見交換会やアンケート等を通じて意見把握に努め、取組内容の見直しや取組を進める上での改善事項等について検討する。

6. 職員への周知

建設業等の働き方改革の実現に向けて、発注者がその役割をしっかりと果たしていくことが必要であり、職員一人ひとりが目的意識を持って各取組を推進する必要がある。そのため、各開発建設部においても、幹部職員・管理者から職員へ本取組について周知し、現場レベルでの意識の浸透及び実施の徹底を図る。